

つやま企業サポート事業補助金交付要綱

平成27年6月1日 制定

平成27年7月23日改正

平成28年4月1日 改定

平成29年4月1日 改定

平成30年4月1日 改定

平成31年4月1日 改定

(目的)

第1条 この要綱は、津山市内（以下「市内」という。）の中小企業者等が、人材育成、採用、販路の開拓、新技術又は新商品等に係る研究開発、知的財産権の取得、新設備の導入、自動化・ロボット化、創業等を行う場合に必要とする経費の一部について補助金を予算の範囲内において交付することにより、中小企業者等が新たに取り組む事業展開等を支援し、もって、地域経済を支える中小企業者等の雇用の創出及び維持に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるものに準じるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事業所若しくは工場を有するもの及び市内の個人事業者、創業予定者、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）が認めた者をいう。

(2) 創業予定者

今後市内において事業を開始し、中小企業者になることを予定している者をいう。

(交付対象)

第3条 補助金は、中小企業者等が行う別表に規定する補助事業に必要な経費のうち、センターが必要かつ適当と認めるものについて交付する。ただし、対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものが実施する事業については、補助金を交付しない。

(1) 同様の内容で国又は県等の補助事業を行っているもの。ただし、補助事業の性格上、別表及び各補助金の要領等で認めるときは、この限りではない。

(2) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している者。

(3) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）各条に定める暴力団

員等が、補助事業に関わっているもの。

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターが不相当と認めるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条及び別表の規定により算出して得た額とする。詳細は各補助金の要領等により別に定める。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 対象経費の算出に関しては、小数点第1位を四捨五入する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める交付申請書を別に定める期日までにセンターに提出しなければならない。

2 交付申請書と合わせて津山市が発行する完納証明書(市税・料)(以下「完納証明書」という。)を添付しなければならない。なお、同一年度内に複数の補助金を申請する場合においては、最初に提出した完納証明書の写しに代えることができる。ただし、完納証明書の取得日から6か月以内のもののみ有効とする。

3 交付申請の制限は、補助事業ごとに別表及び各補助金の要領等で定める。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、次条の規定による交付決定のあった日から、当該年度末の10日前までとする。ただし、補助事業の性格上、別表及び各補助金の要領等で認めるときは、この限りではない。

(補助事業決定)

第7条 センターは、第5条第1項の交付申請書の提出があったときは、これを精査又は審査し、補助事業の適否を決定し、決定通知書により通知するものとする。

(審査機関)

第8条 センターは、前条の規定による審査を行うに当たって必要と認めるときは、審査機関を設置することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による補助事業の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の通知を受けた日から起算して90日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、つやま企業サポート事業変更承認申請書(様式第1号)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 センターは、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、

あらかじめ、つやま企業サポート事業補助事業（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、センターの求めがあったときは、補助事業の遂行状況等について、随時報告しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにセンターに報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告等）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から60日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、実績報告書等をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、提出書類に不備がある又は不十分な場合、補助事業者に対し、再提出を求めることができる。

3 補助事業者は、補助金の交付を行った日から5年間は、事業に関する書類等を保存し、センターが求めたときには補助事業の状況を報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 センターは、補助事業者から第14条第1項の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により通知するものとする。

2 センターは前項の規定により交付すべき補助金額が確定した後、確定した額を超える補助金が概算払いにより既に交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとし、補助事業者は当該期限までにこれを返還しなければならない。

（補助金の支払い方法）

第16条 補助金の支払いは、精算払いとする。ただし、別に定めるところにより、概算払いを求めることができる。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別に定める請求書をセンターに提出しなければならない。

（成果の公表等）

第18条 補助事業者は、センターがその成果の公表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。ただし、補助事業者の申出により正当な理由があると認められるときは、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

（調査検査）

第19条 センターは、必要に応じて補助事業者に対し、補助金の交付を行った日から5年間は、調査又は検査を実施することができる。

2 補助事業者は、センターの調査又は検査に協力しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第20条 センターは、補助金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する事実があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、センターが補助金の交付が不相当と認めためとき。

2 既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者は、センターが定める期限までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

(1) 専門家派遣サポート補助金

補助対象事業	岡山県産業振興財団、中小企業基盤整備機構等が実施する専門家派遣事業に要する経費
対象事業者	市内に本社または主たる事業所もしくは工場を有する者、市内の個人事業者
補助率	2分の1以内
限度額	10万円（経営改善計画策定等：20万円）
対象経費	専門家派遣費用（旅費は含まない）

(2) 長期研修会参加サポート補助金

補助対象事業	岡山県産業振興財団、中小企業基盤整備機構等が実施する研修会参加に要する経費
対象事業者	市内に本社または主たる事業所もしくは工場を有する者、市内の個人事業者、起業希望者であり、かつ、研修を受ける者が、津山市内の事業所又は工場等に勤務している場合に限る。
補助率	2分の1以内
限度額	10万円（1事業者当たりの年間総額）
対象経費	研修に係る経費、宿泊費用（研修施設）

(3) 販路開拓サポート補助金

補助対象事業	①県外で開催される見本市、展示会、博覧会への出展 ②テストマーケティング等 ③日本語以外の言語を主に使用したインターネットのホームページ作成及び商品カタログ作製 ④つやま産業支援センター専門家派遣事業に伴う日本語のインターネットのホームページ作成 ⑤つやま産業支援センター補助金メニューを活用し開発した製品を販売するためのプロモーション活動
対象事業者	市内に本社または主たる事業所もしくは工場を有する者、市内の個人事業者
補助率	2分の1または3分の2以内
限度額	①展示会等：(国内) 25万円 (国外) 50万円 ②マーケティングリサーチ等：テストマーケティング費、クラウドファンディング手数料30万円、マーケットリサーチ費30万円 ③外国語HP作成等：40万円 ④日本語HP作成：10万円 ⑤プロモーション費用：40万円
対象経費	①展示会等：小間料、出展料、小間装飾費用、運搬費、資料作成費、旅費 ②マーケティングリサーチ等：テストマーケティング費、マーケットリサーチ費 ③外国語HP作成等：HP作成委託費、その他 ④日本語HP：HP製作委託費、その他 ⑤プロモーション費用：カタログ、HP、ロゴ等作製費

(4) 設備導入サポート補助金

補助対象事業	公益財団法人岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度の保証金補助
対象事業者	岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度のうち、「割賦販売」により新たに市内の事業所に設備を導入する中小企業者等
補助率	ロボット導入等3分の2以内 それ以外2分の1以内
限度額	150万円 (1事業者当たりの年間総額)
対象経費	岡山県産業振興財団に支払う保証金

(5) プロフェッショナル人材等採用サポート補助金

補助対象事業	岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点、岡山県エキスパート人材支援センター等の仲介による高度なスキルを持つ人材の試用就業に要する経費
対象事業者	市内に事業所を有する下請の中小企業者等
補助率	2分の3
限度額	40万円
対象経費	給与、諸手当等

(6) 付加価値化・事業転換サポート補助金

補助対象事業	中小企業者等が、主に地域外に販売する下請からの事業転換や自社製品の付加価値化のために行う新商品の試作品開発や新技術の導入に係る費用
対象事業者	市内に事業所を有する下請の中小企業者等
補助率	(1)※10万円までは10分の10以内 (革新性のある事業：20万円) (2)※10万円を超える部分は2分の1以内 (革新性のある事業：20万円)
限度額	(1)および(2)の合計：40万円 (革新性のある事業：80万円)
対象経費	旅費、原材料費、機械装置費、工具・器具費、先行技術調査費、委託料費、技術指導受入費、外注費、その他経費

(7) 知的財産権取得サポート補助金

補助対象事業	特許権・実用新案権・意匠権等の知的財産権取得及び調査に係る費用
対象事業者	市内に本社または主たる事業所もしくは工場を有する者、市内の個人事業者
補助率	2分の1以内
限度額	特許権：20万円、特許権以外：10万円
対象経費	出願料、審査請求料、技術評価請求料、弁理士等報酬

(8) 新製品・新技術開発サポート補助金

補助対象事業	異なる業種の事業者との連携による又は、地域資源・技術を用いて又は、自社の技術を用いて行う新規性の高い製品・サービスの開発に必要な経費
対象事業者	市内に事業所を有する中小企業者等で、革新的技術による事業を開発しようとする者
補助率	3分の2以内
限度額	150万円
対象経費	旅費、原材料費、機械装置費、工具・器具費、先行技術調査費、共同研究費、技術指導受入費、外注費、人件費（設計、ITプログラミング系の作業に係るもののみ）、その他経費

(9) サテライトオフィス設置・創業等サポート補助金

補助対象事業	新規性・独創性・優位性のある事業 サテライトオフィスについては上記に加えソフト系事業（IT、設計、デザイン等）かつ1名以上の雇用が条件
対象事業者	3年以上の事業計画を有し、津山市内の空き家・空き店舗を活用し創業する市外の中小企業者等、UIJターン創業希望者、市内の創業希望者（第2創業含む）
補助率	2分の1以内
限度額	常勤の正社員（事業主含む）3名以上 事務機器等購入費：50万円 改修費：300万円 常勤の正社員（事業主含む）2名以内 事務機器等購入費：30万円 改修費：150万円
対象経費	改修費、事務機器等購入費